

○神奈川県川崎競馬組合事務局設置条例

(平成12年4月1日条例第3号)

(趣旨)

第1条 この条例は、管理者の権限に属する事務を処理するための組織について定めるものとする。

(事務局)

第2条 神奈川県川崎競馬組合に事務局を設置する。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。